

投票日は
3月13日(日)の予定です

夢たくす 明るい政治に この一票

千葉県知事選挙の投票日が3月13日(日)に予定されています。大切な一票です。家族そろって投票しましょう。

期日前投票・不在者投票

投票日に仕事、買い物や旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票または不在者投票ができますのでご利用ください。

●期間＝2月25日(金)から3月12日(土)までの土・日曜日を
含む毎日(予定)

●時間＝午前8時30分～午後8時

●場所＝期日前投票所(市役所内)

郵便等による不在者投票

郵便等投票制度は、重度の身体障がいなどにより投票所に行くことが困難な人が自宅で投票できるように設けられたものです。

この制度を利用するためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

●郵便等による不在者投票ができる人

①身体障害者手帳をもっている人

・両下肢または体幹の障がいがある1級または2級の人

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいがある1級または3級の人
・免疫の障害が1級から3級までの人
②戦傷病者手帳をもっている人
・両下肢または体幹の障害が特別項症から第2項症の人
・内臓機能の障害が特別項症から第3項症の人

③介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人
●申請の手続き
①申請書(申請者本人の署名が必要に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて市選挙管理委員会へ申請申請手続きは代理の人で可)します。

●後日「郵便等投票証明書」が郵便等で自宅に送付されます。
代理記載制度もあります
郵便等による不在者投票ができる人で、次の要件に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理の人に書いてもらい投票することができます。

①身体障害者手帳をもっている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」と記載されている人

②戦傷病者手帳をもっている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症」と記載されている人

※くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111内線3152)へ。



選管からのお知らせ

選挙人名簿の縦覧

平成17年3月2日現在の選挙人名簿を次のとおり縦覧します。

なお、今回新しく登録される人は日本国民で、昭和60年3月2日までに生まれた人で、平成16年12月1日までに成田市に住民登録をして、引き続き3カ月以上住んでいる人です。

●縦覧期間＝3月3日(木)～7日(月)

●時間＝午前8時30分～午後5時

●縦覧場所＝市選挙管理委員会(市役所4階)

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を次の日程で行います。この選挙人名簿は、平成17年1月1日現在で行った選挙資格の調査に基づくものです。

●縦覧期間＝2月23日(水)～3月9日(水)

●時間＝午前8時30分～午後5時

●縦覧場所＝市選挙管理委員会(市役所4階)

選挙啓発書き初め展入賞作品決定

小・中学生から3,929点の作品が寄せられたことしの選挙啓発書き初め展の作品の中から、推薦30点、特選70点が選ばれました。これらの作品は次の日程で展示されています。

●期間＝2月15日(火)～25日(金)

●場所＝市役所1階ロビー

※くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111内線3152)へ。